様式ID NTA0K0A140010060

L01 令和 年分収支内訳書（一般用）付表≪医師及び歯科医師用≫

診療科目	E01	科	住所	氏名

1．収入金額の内訳

		診療件数（件）		診療実日数（日）		決定点数（点）		収入金額（円） 診療報酬当座口払込額		診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬	①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬 一般社会保険	G01		G02		G03		G04		
	生活保護法	G05		G06		G07		G08		
	精神保健福祉法	G09		G10		G11		G12		
		G13		G14		G15		G16		
		G17		G18		G19		G20		
	小計	G21		G22		G23		G24		
	②国民健康保険診療報酬 国民健康保険法	G25		G26		G27		G28		
	高齢者医療確保法	G29		G30		G31		G32		
		G33		G34		G35		G36		
	小計	G37		G38		G39		G40		
	③介護報酬	G41		G42		G43		G44		
		G45		G46		G47		G48		
	小計	G49		G50		G51		G52		
	④その他	G53		G54		G55		G56		
		G57		G58		G59		G60		
	小計	G61		G62		G63		G64		
	⑤計（①＋②＋③＋④）	G65		G66		G67		G68		G69
自由診療の収入等	一般の自由診療	G70		G71				G72		
	労働者災害補償保険診療	G73		G74				G75		
	公害健康被害補償診療	G76		G77				G78		
	自動車損害賠償責任保険診療	G79		G80				G81		
	高齢者医療確保法	G82		G83				G84		
		G85		G86				G87		
	⑥計（雑収入は下の欄に書きます。）	G88		G89				G90		
雑収入								G91		

2．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合（⑦）

自由診療実日数（「G89」） G92 日 ／ 総診療実日数（「G66」＋「G89」） G93 日 × 100 ＝ (⑦) C01 %

(2) 収入による割合（⑧）

自由診療収入（「G90」） G94 円 ／ 総診療収入（「G68」＋「G69」＋「G90」） G95 円 × 100 × 調整率 % ＝ (⑧) C02 %

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、「G68」＋「G69」＋「G90」の合計額で行うことになります。

様式ID NTA0K0A140020060

3．必要経費の内訳

(1)　自由診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書(一般用)の⑨＋⑱＋⑳） G01 [　　] 円 － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ G02 [　　] 円 ） × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧） C01 [　　] % ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 G03 [　　] 円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A G04 [　　] 円

（注）　ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2)　保険診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書(一般用)の⑨＋⑱＋⑳） G05 [　　] 円 － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） G06 [　　] 円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 B G07 [　　] 円

(3)　租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の「G68」＋「G69」） G08 [　　] 円 × 速算表のⓑ率 G09 [　　] % ＋ 速算表のⓒ加算額 G10 [　　] 円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 C G11 [　　] 円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	－ 円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4)　社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Cの金額） G12 [　　] 円 － 社会保険診療分の原価及び経費の合計額（Bの金額） G13 [　　] 円 ＝ 差額 D G14 [　　] 円

（注）　Dの金額を「収支内訳書(一般用)」１ページの「所得金額㉑」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。